

令和3年度 第2回国立大学法人島根大学学長選考会議<議事要録>

日時： 令和3年6月17日（木）14：00～16：00

場所： 本部棟5階 大会議室（対面及びWeb会議）

出席者： 大西議長、有澤委員、秦委員、高塩委員、谷口委員、大矢委員、丸橋委員（法文学部長）、加藤委員（教育学部長）、磯村委員（人間科学部長）、鬼形委員（医学部長）、伊藤委員（総合理工学部長）、川向委員（生物資源科学部長）

欠席者： なし

オブザーバー： 千家監事

陪席者： 藤田理事、長澤理事、総務部長、総務課長、総務課係長

議題

1. 学長選考等規則の検討について

議長から、資料に基づき学長選考等規則のうち改正を議論すべき次の3点について説明があった。

- 1点目 第6条の学長の再任回数に上限を設けること。原案は、第6条第2項を新たに設けて3期9年を上限とすることを規定するとともに、規則改正後最初に実施する学長選考においては上限規定を適用しないことを附則に定めるもの。
- 2点目 第8条第1項で学長候補適任者の推薦を依頼する対象を「広く学内外から」に広げたことの対応として「推薦資格を有する者」に「島根大学卒業生（3名以上）」及び「その他学長選考会議が必要と認める学外者（学長選考会議が定める数以上）」を追加するもの。
- 3点目 第10条第1項の学内意向調査を行うことが「できる」規定とすべきかどうか。

■ 1点目及び3点目

委員4名から、学長の任期を通算3期9年とする案について賛成するとの発言があった。

委員から、通算3期9年の3期目の任期に対しては学内意向調査を伴う学長選考が行われるので2期が標準で3期目が特例と考えるが、もし第10条第1項の学内意向調査を行うことが「できる」規定としてしまうとその意味合いが薄れるので第10条の改正は慎重にすべきではないかとの意見があった。

委員から、第10条第1項の学内意向調査の扱いを現行規定から変えないことを前提として通算3期9年の上限に賛同するとの発言があった。

委員から、学内意向調査は実施した方が良いと考えるが、学長選考は学長選考会議が行うものであることを踏まえると学内意向調査を行わないことも可能性としてはあり得るた

め、行うことが「できる」規定とすることを提案した。しかし、3期9年の上限は6年目の学内意向調査の実施が前提となっていること、学内意向調査を行わないケースは考えにくいことから、大多数のご意見があれば第10条第1項は現行規定のままで良いのではないかとの意見があった。

委員2名から、学内意向調査は学長選考にあつて重要な資料の一つとなるため実施すべきであり、第10条第1項は現行規定から改正すべきではないのではないかとの意見があった。

以上の議論の後、第10条第1項を現行規定から改正しないこと、第6条第2項に学長の通算の任期の上限を3期9年とする規定を新たに設けることを議決した。

議長から、第6条第2項の規定を規則の改正後最初に実施する学長選考において適用させるべきかどうか、つまり、現行規則に基づいて選考された学長に不利となる規定を遡及して適用させないという原則を踏まえて、改正後最初に実施する学長選考においては第6条第2項を適用させないとするのか、または一律に適用させるのか議論を行いたいとの提案があった。

委員2名から、第6条第2項の規定を現行規則に基づいて選考された学長にも適用させるべきと考えたとの意見があった。

委員3名から、不利になる規定を遡及して適用しないという考え方に立つべきではないかとの意見があった。さらに委員から、有利になる規定は遡って適用することもできるが、不利になる規定は遡らないという原則は大事にすべきとの意見があった。

以上の議論の後、不利になる規定を遡って適用しないという趣旨の附則を定めることを議決した。なお、附則の具体的な文言については9月以降の学長選考会議で再度審議することとした。

■ 2点目

委員から、第8条第1項で新たに追加しようとしている推薦資格者「島根大学卒業生」が第一号から第七号に含まれている場合は推薦人数の制限はどうなるのかについて質問があった。

議長から、島根大学卒業生であり且つ教職員でもあるなど、複数のカテゴリーから推薦する権利を有する方はいる。「広く学内外から」に対応する部分なので絞り込むことはせず、大学の発展に思いを同じくする方々から広く適任者を募るものであるとの説明があった。

委員から、「島根大学卒業生」の3名以上は少ない印象があるので20名としてはどうかとの意見があった。

以上の議論の後、第8条第1項に「島根大学卒業生」及び「その他学長選考会議が必要と認める学外者」を加えることを議決した。なお、具体的な規則の構成については改めて提案することとした。第8条第1項の改正に伴う第2項の推薦者数については再度整理して提案することとした。

報告事項

1. 令和3年度学長選考会議の審議スケジュールについて

議長及び事務局から、資料に基づき令和3年度における学長選考会議の審議スケジュールについて説明があった。